

NPO 法人 全国移動サービスネットワーク
2025 年度事業計画

<2025 年度事業の基本方針>

2025 年は、移動サービスに取り組んでいる団体にとって、重要な 1 年になると思われます。「日本版ライドシェア」が導入されて 1 年が経つとともに、「公共ライドシェア」（自家用有償旅客運送）も、自治体の動きが徐々に広がっているところです。ライドシェアはバス業界にも広がる様相を呈しており、私たちが取り組んできた「白ナンバー」で「第 1 種免許」での有償運送は、新しいフェーズに入っていく可能性があります。

その一方で、福祉有償運送は岐路を迎えているといつても過言ではありません。登録団体数も前年の 2,428 団体から更に減少し、2024 年 3 月末は 2,376 団体となり（国土交通省調べ）、自家用有償旅客運送が制度化された 2006 年 10 月以降最も少ない登録団体数となりました。この間の制度改革によって運営面での改善は進んできましたが、担い手不足を解消するには至っていません。今後ライドシェアがさらに普及される場合であっても、福祉有償運送の利用対象者である移動困難者の移動手段は広がるとは限りません。2025 年度は、福祉有償運送の今後について取り組んでいく重要な 1 年になると言えます。

このような状況を踏まえ、2025 年度は以下の 3 点を重点項目とします。

1. 自家用有償旅客運送や許可・登録不要の運送に対する制度改正を広く自治体や関係団体に周知するとともに、移動困難者への支援がさらに推進されるよう、取組の創出支援や担い手の発掘・育成の支援策を、国や自治体に対して働きかけます。
2. 福祉有償運送の動向を前年に引き続き調査するとともに、運送の対価のあり方や移動困難者の生活実態に配慮した利用料負担の軽減策等を追求します。また、福祉事業者・団体における許可・登録不要の運送の普及を視野に入れた情報発信に取り組みます。
3. 会員登録・組織強化を図り、情報発信力と情報収集力の向上をめざします。

以上

＜各事業の位置づけと実施体制＞

「プロジェクト」：メンバーは理事のほか会員・関係者を含む。

「担当理事」：理事会の方針に沿って、担当理事が起案・実施し、事務局が実務を補助する。

「講 師」：会員・関係団体等からの要請に応じて、理事や登録講師を派遣する。

「事 務 局」：事務局が企画し実施する。

定款上の分類	主な事業内容	実施体制
1、情報・相談 (4、情報化含む)	(1) ホームページでの情報発信、メルマガ配信、オンライン会員交流会	事務局
	(2) 移動サービスに関する相談対応	事務局・担当理事
2、立上げ運営支援	移動支援の立ち上げや、立ち上げ支援を検討している地域への講師・アドバイザー派遣（受託事業含む等）	事務局・担当理事
3、ネットワーク構築	自家用有償旅客運送および登録不要の活動推進に向けた地域ごとのネットワーク活動の支援	全理事（各地）
5、研修	(1) 運転者講習の開催 (2) 交通空白地有償運送運転者講習の実施体制の強化	担当理事、講師
	(3) 安全なサービス提供に役立つツール等の企画	担当理事
6、調査研究	【重点2】福祉有償運送の動向調査と利用者負担の軽減策検討	全理事
7、政策提言	【重点1】制度改正の周知、取組の創出支援や担い手の発掘・育成に関する国や行政機関への働きかけ	全理事
	委員・アドバイザーの派遣、主催共催行事の開催	事務局・担当理事
8、出版	(1) 移動サービス情報誌「モヴェーレ」発行	プロジェクト
	(2) 販売書籍の制作、発行済み書籍の領布・改訂 交通空白地有償運送運転者講習用教材の制作	担当理事
9、被災地支援	ももくり送迎基金を通じた被災地の移動困難者支援	担当理事
組織運営	総会、理事会、企画委員会の開催、事務局運営 【重点3】会員拡大・組織強化	全理事

<2025年度事業計画（重点項目）>

1. 自家用有償旅客運送や許可・登録不要の運送に対する制度改正を広く自治体や関係団体に周知するとともに、移動困難者への支援がさらに推進されるよう、取組の創出支援や担い手の発掘・育成の支援策を、国や自治体に対して働きかけます。

- 地域にあった移動支援の取組創出が促進されるよう、市町村担当者や生活支援コーディネーターをバックアップする形で伴走支援を行う（都道府県の受託事業やアドバイザー派遣事業を活用）。
- 国土交通省から発行された「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」を活用し、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」の内容を広く発信する。
- 自家用有償旅客運送について、国土交通省は、運送の対価の引き上げ以降も、内閣府規制改革推進室からの現場団体のヒアリング結果等を受けて、段階的に制度の弾力化を行っている。登録申請書類の更なる簡素化、ローカルルールの是正、複数乗車の必要性に関する協議を不要としたこと、更新協議の書面開催を原則とすることなどが通達されたが、運営協議会の主宰者である自治体の対応に遅れが目立つ。これらの改正点を広く情報発信し、全国各地の運営協議会の運営の見直しをめざす。
- 地域公共交通会議に、福祉有償運送の運営協議会が統合される地域が、わずかながら増えている。福祉有償運送を地域交通の一部と捉え、推進・支援することが可能かどうかを、先行地域の動きを元に検討する。
- 自治体主催の大蔵認定運転者講習は、担い手の確保の場となることから、先行事例の情報を収集するなどして、国や行政機関に対し普及推進を働きかける。

2. 福祉有償運送の動向を前年に引き続き調査するとともに、運送の対価のあり方や移動困難者の生活実態に配慮した利用料負担の軽減策等を追求します。また、福祉事業者・団体における許可・登録不要の運送の普及を視野に入れた情報発信に取り組みます。

- 2024年度に実施した福祉有償運送の対価に関する調査では、7割が対価を変更していないことが分かった。今年度も引き続き、対価の変更の動向を把握するほか、各運送主体の運営状況を把握する調査を実施する。調査チームを組織内に設置し、福祉有償運送の利用者負担のあり方を検討する。
- 福祉有償運送の利用者負担の軽減策としては、福祉タクシー券の交付、自治体単独事業による補助金、介護予防・日常生活支援総合事業（「総合事業」）の訪問型サービスB・Dの補助金などが考えられる。これらの施策がなかったり、施策の運用が画一的だったりする多くの自治体に向けて、効果的な施策づくりをはたらきかける。
- 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」では、介護保険サービスや障害福祉サービスの（訪問系サービスの）事業者が行う運送について、「制度

上、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可又は登録は不要である。」という解釈が示されている。全国の福祉事業者・団体に向けて、これらの情報発信を行うことによって、要介護・要支援者、障がい者を対象とした運送が行われ、移動手段が増えることをめざす。

3. 会員登録・組織強化を図り、情報発信力と情報収集力の向上をめざします。

- オンライン会員交流会を、2025年度も継続して開催し、活動団体に役立つ情報交換の場を提供する。移動サービスに関する保険、運行管理の方法、子どもの移動支援の手法、被災地での移動支援等をテーマとし、先行地域や関係団体を交えて具体的かつ実践的な情報・意見交換を行う。それらによって会員のニーズの把握に努める。
- ホームページの会員専用ページに、会員団体に役立つ動画等を掲載する。また、書籍注文や入会手続きなどをホームページ上で行えるよう、フォームを作成し、利便性を高める。
- 地域ネットワーク交流会は、中国地方、四国地方、九州地方において、地元理事や事務局が活動団体に呼び掛ける形で開催しているが、他の地方に広がっていない現状がある。他の地方でも開催が進むよう、企画・運営の支援や当日の理事・事務局長の派遣、開催費用の助成等を積極的に行う。

<2025年度事業計画（重点項目以外）>

前ページに掲げた重点項目のほか、定款に基づいて以下の通り取り組みます。

定款上の分類	取り組み課題	2025年度実施計画
供1、 （4、相談対応および情報化含む） 情報提	(1)HP、ニュース等による情報配信	<ul style="list-style-type: none"> メールによるお知らせを会員関係者や市町村の高齢福祉部局向けに、平均月2回配信する。 facebookにおいて、会員や支援事例を紹介する。
	(2)移動サービスに関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 事務局と理事が協力し、立ち上げ運営、利用希望などの相談に応え、可能な限り適切な支援者につなぐ。 事務局及び理事関係者による、相談対応共有ミーティングを5回開催する。
2、立上げ運営支援	(1)移動サービスの立ち上げ支援	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援の立ち上げや立ち上げ支援を検討している地域からの支援要請に応えて、理事・事務局長を講師として派遣する。継続的な支援の要請はアドバイザー派遣として実施する。
	(2)団体の運営に役立つツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> 会員間の車両等の譲渡仲介。 会員関係者から、車両やシステム等、全国各地の移動サービス団体に役立つ情報提供(PR)を受け、広報する。 移動サービス団体向けの保険について、前年度の課題整理(加入できない、保険料が高い等)を元に、関係各所に見直しをはたらきかけるなどして、課題解決をめざす。
3、 構築 ネットワー ー	自家用有償旅客運送および登録不要の活動等の地域でのネットワーク活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地方ごとの交流行事だけでなく、都道府県単位の研修会を含め、地元理事が中心となって企画する行事を共催する。会員や福祉有償運送団体、社会福祉協議会や自治体の職員等の参加を促すことで、幅広いネットワーク形成をめざす。・
5、 研修開催及び開催支援	(1)次世代の人材育成とのための研修	<ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習含む)を5回定期開催する(世田谷、立川にて)。世田谷会場は、オンラインとのハイブリッド開催を検討する。 国土交通大臣認定講習、施設送迎運転者講習、福祉有償運送の現任者講習等の任意講習について、依頼に応じて出張講習を行う。「交通空白」解消を目指す動きと連動して「交通空白地有償運送運転者講習の出張開催依頼が急増していることから、これに対応できる体制を整え、日野自動車等の関係企業とも連携を深める。

	(2) 安全なサービス提供に役立つ講習等の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送等に従事し地域に貢献している運転者に、「地域貢献ドライバー」バッジを注文に応じて販売・授与し、人材の維持・確保に役立てる。 ・講習用教材や人材確保を目的とした動画を制作する。
7、政策提言	法制度の課題解決に向けたはたらきかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省に対し、福祉有償運送や住民主体の移動支援が広がるよう、課題提起や施策の提案等を行う(地域づくり加速化事業の委員やアドバイザーとして、理事・事務局長を派遣する等)。 ・主催行事や関係団体との共催行事などを通じて、広く住民主体の移動支援に関する課題提起や情報の共有化を図る(全国社会福祉協議会主催「生活支援フォーラム」、総会記念シンポジウム、地方開催行事等)。 ・国土交通省による「交通空白」解消官民連携プラットフォーム、厚生労働省による「高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める全国版プラットフォーム(生活支援共創プラットフォーム)」への参加。 ・障がい児者の相談支援を担当している関係者に呼び掛けて、医療的ケア児の通学支援についての実態把握を目的としたオンライン行事を開催する。
8、会報・出版物発行	(1) 移動サービス情報誌モヴェーレ発行	<ul style="list-style-type: none"> ・モヴェーレ 41号、42号の制作・発行。41号(大阪担当)は5月発行、42号(東京担当)は10~11月発行、43号は2月から制作を開始する。 ・バックナンバーをホームページに掲載する。
	(2) 販売書籍の制作、発行 済み書籍の頒布	<ul style="list-style-type: none"> ・「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」、テキスト「ボランティア送迎のために」の改訂と増刷。 ・取り扱い書籍全般の広報・販売。 ・交通空白地有償運送運転者講習用のテキストを制作する。
支援 9、災害	ももくり送迎基金への運営委員派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合、ももくり送迎基金を通じて被災地での移動困難者支援を行う。 ・基金の運営委員として移動ネット理事等が参画する。

その他：関係団体との連携および委員等の派遣（予定）

- ・岩手県「地域包括ケアシステム構築促進アドバイザー派遣事業」(アドバイザー派遣)
- ・新潟県「新潟県生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業」(アドバイザー派遣)
- ・福井県「高齢者の外出付添サポート事業」(アドバイザー派遣)
- ・山梨県「生活支援体制整備アドバイザー派遣支援事業」(アドバイザー派遣)

- ・長野県「移動サービス後方支援体制整備事業」（委託事業＋アドバイザー派遣）
- ・静岡県「移動サービス後方支援体制整備事業」（委託事業）
- ・島根県「住民主体の移動支援サービス創出研修事業」（委託事業）
- ・広島県「広島県移動支援に係る電話等相談業務」（委託事業） ※アドバイザー派遣あり
- ・高知県「高知県地域公共交通支援アドバイザー」（アドバイザー派遣）
- ・大分県「移動支援等の課題解決に向けたスーパーバイザー派遣」（委託事業）
- ・日田市「高齢者等移動支援体制整備事業 アドバイザー派遣業務」（講師・アドバイザー派遣等）
- ・一般社団法人 全国食支援活動協力会（運営委員）
- ・くらしの足をみんなで考える全国フォーラム 2025（実行委員）
- ・「広がれボランティアの輪」連絡会議（加盟団体）
- ・特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会（加盟団体）
- ・福祉有償運送運営協議会：市川市、さいたま市（委員派遣）
- ・さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改訂委員会（委員派遣）
- ・松戸市地域公共交通活性化協議会（委員派遣）
- ・「交通空白」解消官民連携プラットフォーム（加盟団体）
- ・「高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める全国版プラットフォーム（加盟団体）

＜組織関連の活動計画＞

大項目	活動方法	内容、等
総会・理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会 1回、通常理事会4回の開催 ・理事や理事候補者の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・第19回通常総会：2025年6月21日（東京） ・理事会：2025年7月、2025年10月、2026年2～3月（東京／総括と方針）、2025年6月（東京／総会議案承認）、2026年6月（東京／総会同日）の合計5回を開催予定。
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ①日替わりの勤務体制 ②事業推進や組織運営の実務を理事と連携し担当 ③事務局会議 ④COS ちとふなの入居団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局員3名が下記の日数で事務所にて勤務。事務局长は、在宅勤務を中心とする。 事務全般：鈴木貴子（月17日）、菊池美雪（月12日） 会計：下出敦子（月8日）、事務局長：伊藤みどり（月21日）※週1日は日本能率協会総合研究所にて勤務。 ・自治体の委託事業等の一部を委託契約職員が担当。
企画委員会	役員を核とし、参加できる理事、関係者の参加を得て月1回の定例開催（総会理事会開催月を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の情報共有化を通して、組織方針に沿った円滑な事業実施を図る。理事会が組織方針を出すための素案、課題を協議し理事会に提起する。理事会議決事項以外の軽微な事項を協議し、理事長判断で決定・遂行する。 ・WEB会議参加を促進するため、環境整備を進める。
役員等	顧問、政策アドバイザーと役員による情報共有および課題検討のためのミーティングを行う（年1回～2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援を取り巻く情勢の変化や課題の現状について、顧問および政策アドバイザーと三役が共有する機会を持ち、理事会に対する助言や示唆を受ける。 ※顧問：鎌田実氏、政策アドバイザー：蒲原基道氏、嶋田暁文氏、服部真治氏